

出雲市・江田島市災害時相互応援協定書

出雲市と江田島市(以下「協定市」という。)とは、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生した場合において、災害を受けた市(以下「被災市」という。)が応急対策等を円滑に遂行できるように、被災市の要請に応じて、相互に応援を行うために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定市は、大規模災害が発生し被災市から応援要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するように努めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急対策等に必要の資機材の提供
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 被災した児童・生徒の受入れ
- (6) ボランティアの調整等
- (7) 災害時の情報発信協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 協定市は、大規模な災害が発生した場合に応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙1の文書により応援要請を行うものとする。

2 協定市は、前項の応援要請を受け応援を行うときは、電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙2の文書により応援内容を通知する。

(応援要請の手続きができない場合の応援)

第5条 被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合においては、応援しようとする市(以下「応援市」という。)が自らの判断により応援できるものとする。この場合において、別紙3の文書により応援内容を被災市に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は事前に通知することを要しない。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

(災害補償)

第7条 第3条に定める応急対策等に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市が負うものとする。

(広域避難計画に関する事項)

第8条 島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合における広域避難に関し、広島県と島根県との間の「原子力災害時における広域避難に関する協定」に定めのある事項については、広域避難に関する広島県と島根県の協定を適用する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成29年(2017)11月28日

島根県出雲市今市町70番地
出雲市

出雲市長 長岡 秀人

広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市

江田島市長 明岳 周作